

周囲の「見守り」で高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう!

高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などの被害が後を絶ちません!!

高齢になると様々な不安を抱えるようになります。悪質な業者は不安な心の隙につけ込んできます。

孤独

健康

お金

不安



悪質業者は、言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。

高齢者の 悪質商法被害の特徴

- ① 昼間、家に1人で居ることが多く、悪質な訪問販売などの被害に遭いやすい。
- ② 孤独感から優しい言葉や親切な態度を信用してだまされやすい。
- ③ 健康や家の耐久性など、日頃の不安に付け込まれやすい。
- ④ 被害に気付いても、自己の責任を感じて人に相談できない。
- ⑤ 認知症など判断能力が低下し、被害に遭いやすい。
- ⑥ 一度被害に遭うと、その後も狙われ、二次被害に遭いやすい。

悪質業者につき込まれないためには

家族や周りの人たちの「見守り」が大切です！

こまめに連絡をとり合う

日頃から連絡をとり合うようにしましょう。
特に用事がなくても連絡をとり合うことを習慣づけましょう。



*介護ヘルパーやご近所に
ひと言かけておく*

家族が遠方で暮らしている場合は、
ご近所の人や町内会、民生委員など
のみなさんに時々様子をみてもらう
ように頼んでおきましょう。

*普段から話しやすい関係を
築いておく*

被害に遭っても家族に怒られるこ
とを恐れ、秘密にする高齢者の方も
います。普段から悩みを打ち明けや
すい関係を築いておくようにしま
しょう。



早期発見
早期対応が大切です！

悪質商法の 事例とアドバイス

事例1

「不用品があれば買取る」と女性が訪問してきた。突然の訪問だったので、すぐに用意できないと伝えると、1時間後に今度は男性が来て、「壊れた宝飾品はないか」と言われ、指輪等を出した。いらない洋服等を含めて2万5千円で買い取ってもらったが、その後よく考えたら買取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話したところ、「商品は、別の業者に渡してしまった」と言われた。



アドバイス

1. 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う業者を家に入れないようにしましょう。
2. 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも消費者が事前に承諾した買取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を求められたときは、きっぱり断りましょう。
3. 訪問購入は、クーリング・オフができます。（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）この期間は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ1つの方法です。

事例2

先日、「あなたが35年前に購入した土地を欲しい人がいる」と不動産会社から電話があり、来訪してもらうことにした。来訪した担当者に「現地に行って調査が必要」と言われ、調査費用として35万円を支払った。その後、担当者から「親会社が倒産した」と連絡があった後、電話が通じなくなった。



消費者トラブルの解決のために、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。



消費生活センターとは

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってケガをした」などの消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をする事もあります。

アドバイス

- 事業者は登記簿や原野の購入者名簿を見て山林や別荘地を持っている人を特定して狙いを定め、電話や訪問をしてきます。日頃から用心しましょう。
- 国土交通大臣または都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者であっても、説明をうのみにして、安易に契約をしてはいけません。契約を検討する際は、土地の売買価格の具体的な根拠について書面等で十分に説明を求め、更に流通実態や取引価格の動向について地元の不動産業者等に問い合わせて確認しましょう。

消費生活センターは
身近な味方です！
一人で悩まず、
気軽にご相談ください。

周囲の方々も、少しでも気になることがあれば、早めに、消費生活センターにご相談ください。

相談するときは



相談する際はトラブルの内容によって異なりますが、契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモなどを用意しておくとスムーズに相談を進めることができます。最初から完璧な資料をそろえなければと思うことはありませんので、お気軽にご相談ください。

相談は **無料** です！

消費生活相談員には、**守秘義務** がありますので、**秘密は厳守します！**



★ 東京都でも、高齢者のための消費生活相談を受け付けています。

- ・都内在住の高齢者やご家族からの消費生活相談を受け付けます。

電話：03-3235-3366（月～土 午前9時～午後5時 日・祝・年末年始を除く）

- ・ヘルパー、ケアマネージャー、民生委員等、高齢者の身近にいる方が地域で発見した高齢者被害についての通報や問合せを受け付けます。

電話：03-3235-1334（月～土 午前9時～午後5時 日・祝・年末年始を除く）

契約・解約に関する相談など、不安なときは下記の窓口へご相談ください

東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日 午前10時～午後4時まで受付

東大和市役所3階⑥番窓口地域振興課

TEL 042-563-2111 内線1713

【東大和市ホームページもご覧ください】 <https://www.city.higashiyamato.lg.jp>

トップページ⇒くらしの情報⇒生活情報